

熊本健康ポイント事業企画協力企業登録要領

制定 令和元年 12月25日 市長決裁

改正 令和2年 4月23日 健康づくり推進課長決裁

改正 令和3年 3月29日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本健康ポイント事業実施要綱第1条の趣旨に賛同し、物資等を提供いただく企画協力企業（以下「企画協力企業」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 「実施市町村」 熊本連携中枢都市圏において熊本健康ポイント事業を共同実施する次の市町村

熊本市、菊池市、宇土市、阿蘇市、美里町、玉東町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

(2) 「熊本連携中枢都市圏熊本健康ポイント事業代表者」 熊本市長

(内容)

第3条 企画協力企業の支援内容は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 賞品の提供
- (2) 来店者へのサービス提供
- (3) その他、実施市町村が支援内容と認めるもの

(登録対象)

第4条 企画協力企業として登録の対象となることができる者は、事業を営む個人又は法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種を営む者
- (2) 風俗営業類似の業種を営む者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業（消費者金融）を営む者
- (4) 商品先物取引の業種を営む者

- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の事業者
- (7) 市（町・村）税を滞納している事業者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (9) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (10) 消費者金融を営む企業等
- (11) たばこ製造業を営む企業等
- (12) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）を営む企業等

（企画協力企業の掲載内容）

第5条 本事業に係る掲載内容に関しては、熊本市広告事業実施要綱第9条及び熊本市広告事業掲載基準別表第1に規定する事項に準じる。

（申込）

第6条 企画協力企業の登録を受けようとする者は、「熊本健康ポイント事業 企画協力企業 登録申込書」（別紙1-1）及び誓約書（別紙1-2。以下「申込書等」という。）に必要事項を記入のうえ、実施市町村が委託した事業者（以下「受託者」という。）宛に提出するものとする。

（企画協力企業の決定及び通知、変更）

第7条 第6条に基づく申込があった場合は、申込書を審査し、申請者に対して審査の結果を通知する。

- 2 審査結果後、申請内容の変更については、「熊本健康ポイント事業 企画協力企業 登録変更届」（別紙2）に記入のうえ届け出ること。

（企画協力企業の決定等）

第8条 受託者は、申込書等の提出を受けたときは、速やかにこれを熊本連携中枢都市圏熊本健康ポイント事業代表者に送付するものとする。

- 2 熊本連携中枢都市圏熊本健康ポイント事業代表者は、受託者から申込書等の送付を受けた場合は、速やかに審査を開始し、申請者に対して審査の結果を通知する。
- 3 企画協力企業者は、審査結果の通知を受けた後に申請内容を変更しようとする場合は、「熊本健康ポイント事業 企画協力企業 登録変更届」（別紙2）に必要事項を記入の上受託者に届け出るものとする。

（企画協力企業の決定の取消し）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、熊本連携中枢都市圏熊本健康ポイント事業代表者は、登録事業者の決定を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、第4条第2項各号に該当することとなった場合
- (2) 掲載内容の承認等を行った後の事業変更等により掲載内容等が第5条の基準に抵触したとき。
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）をはじめとする広告関係法令及び各業種において定めた広告に関する自主基準並びに実施市町村の広告事業関連の要綱、基準等に違反したとき。
- (4) 事業者が、「熊本健康ポイント事業 企画協力企業 登録辞退届」（別紙3）を受託者に提出し、熊本連携中枢都市圏熊本健康ポイント事業代表者がこれを受領したとき。
- (5) 実施市町村の業務上の都合により広告掲載に支障が生じたとき。
- (6) その他、熊本連携中枢都市圏熊本健康ポイント事業代表者が特に必要があると認めるとき。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、登録の実施に関し必要な事項は、熊本連携中枢都市圏熊本健康ポイント事業代表者が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。